|  |
| --- |
| 公益活動助成事業の概要 |

**公益活動助成事業とは　（要綱第2条第3号）**

助成対象団体（※1）が自主的に実施する公益活動（※2）に対して団体指定寄付（※3）を活用して助成金を交付する事業

**※2　公益活動とは　（要綱第2条第1号）**

　特定非営利活動促進法第2条第1項の別表に掲げる活動であって、**不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的**とするもの。

**※1　助成対象団体とは　（要綱第3条）**

市内に所在地又は住所を有し、かつ主たる公益活動を市内で行っている団体をいう。（法人格の有無は問わない。）

**≪対象外≫**

①特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する団体：

民間企業・宗教団体・政治団体

②利用者からサービスの対価を得て公益事業を行う事業者：

社会福祉法人・医療法人・学校法人

　③反社会的団体の他、市長が不適当と認める団体

**特定非営利活動促進法第2条第1項　別表**

①保健、医療または福祉の増進を図る活動　　　　　　⑰職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援

②社会教育の増進を図る活動　　　　　　　　　　　　　する活動

③まちづくりの増進を図る活動　　　　　　　　　　　⑱消費者の保護を図る活動

④観光の振興を図る活動　　　　　　　　　　　　　　⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営また

⑤農山漁村または中山間地域の振興を図る活動　　　　　は活動に関する連絡、助言または援助の活動

⑥学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動　⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道

⑦環境の保全を図る活動　　　　　　　　　　　　　　　府県または指定都市の条例で定める活動

⑧災害救援活動

⑨地域安全活動

⑩人権の擁護または平和の推進を図る活動

⑪国際協力の活動

⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

⑬子どもの健全育成を図る活動

⑭情報化社会の発展を図る活動

⑮科学技術の振興を図る活動

⑯経済活動の活性化を図る活動

**※3　団体指定寄付とは　（要綱第2条第2号）**

ふるさと応援寄付として、寄付者が助成対象団体のうち特定の団体への助成を希望して行った寄付をいう。

**・税の優遇控除の対象。ただし返礼品なし。**

**・注意1**寄付者が助成先として希望した団体が公益活動を実施していない場合や、助成金の受取を辞退した場合などは、寄付者の希望に添えない場合あり。

**・注意2**寄付者が希望団体を指定しない場合の他、単に税の優遇措置を受けることだけを目的とした寄付は受付できない場合あり。

**≪公益活動助成事業のポイント≫**

（1）予算措置及び予算の通知

　　①②　団体指定寄付（毎年1月～12月分）を3月補正で公益活動応援基金に積み立て　⇒　翌年度当初予算（公益活動助成事業）で積立金全額を助成金として計上

　　③　自治振興課は、団体指定寄付先の団体に対して、予算計上額や申請前の協議等についての通知を発送

（2）申請前協議及び申請

④　自治振興課は、申請前協議時に、団体の活動内容や収支計画等を把握の上、助成対象活動・経費を選定　⇒　申請書類等の作成について助言

（3）「関係課」（各種団体参考リスト提出課等）への協力要請

　　自治振興課は、③の予算通知の前後に「関係課」に対し、リスト掲載団体の代表者・連絡先等の把握、規約等の資料提供、連絡・調整等の協力を求めることができる。

（4）概算払い

　　自治振興課は、⑤の交付決定後に概算払い可（上限は交付決定額）

（5）予算不用額の取り扱い

　　⑦で確定された金額が予算額を下回る場合、その差額は一旦、公益活動応援基金に積み戻し、改めて翌年度以降の当該団体に対する助成金予算として計上

①　団体指定寄付

**寄付者**

公益活動助成事業**【自治振興課】**

**泉佐野市**

⑧　請求

⑨　交付

⑦金額確定

⑥実施報告

⑤交付決定

④協議・申請

③予算通知

**②積立**

**繰出金**

**泉佐野市公益活動**

**応援基金**

**助成対象団体**

長生会

こども会

婦人会

まちづくり活動団体

町会・自治会

文化振興団体

環境保全活動団体

青少年育成団体

福祉活動団体

健康推進活動団体

スポーツ振興団体

**など**振興

人権擁護活動団体